



尾道市 医師確保奨学金 募集要項

将来、尾道市の医療に貢献する志を
持った医学生・研修医を応援します



健康おのみち21の
“おのみちい”です



1 目的



この奨学金制度は、市民の健康を守り、生活の安心を支える地域医療を守るため、将来尾道市立市民病院・公立みつぎ総合病院等（以下公立病院）に医師として勤務しようとする方に対し、修学等に必要な資金を貸し付け、資格取得後実際に医師として勤務していただくことを目的としています。



2 制度の特徴

- ① 貸付対象者は、「将来尾道市の公立病院で従事しようとする意思を有する方」で、市民の皆さんのみならず、全国の方々を対象にします。
- ② 目的達成のため所得制限を設けません。
- ③ 大学に現在在学中の方も貸付対象者とします。
- ④ 尾道市の公立病院に一定期間勤務すれば、奨学金返還を免除します。
※初期研修医として勤務した期間も含めます。

3 貸付対象者

次のいずれかに該当する方で、将来医師として実際に尾道市の公立病院で従事する意思を有する方。

- ① 大学の医学を履修する課程に在学する者。
- ② 研修医として病院で、医療を実地で研修している者。

4 奨学金貸付額

月額 200,000円以内

5 貸付の期間（上限期間）

*医学生 6年 *研修医 2年 貸付の決定を受けた年度の4月から貸し付けます。

6 貸付の時期

下記の月に当該月分を指定の口座に振り込みます。

- 4月（4月分、5月分、6月分）
- 7月（7月分、8月分、9月分）
- 10月（10月分、11月分、12月分）
- 1月（1月分、2月分、3月分）

※ 初年度は、4月の振込みが6月となります。

7 貸付者の決定

尾道市医師確保奨学金審査委員会において、提出された書類により選定し、面接を行い決定します。
なお、結果については、文書により通知します。



8 奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、以下の方法により返還しなければなりません。

- ① 返還事由
 - ア 貸付の期間が満了したとき。
 - イ 貸与の決定を取り消されたとき。
 - ウ 大学を卒業した日の属する年度の翌年度までに医師免許を取得できなかったとき。
 - エ 貸付相当期間に3年を加えた期間、尾道市の公立病院において従事しなかったとき。
 - オ 貸付の目的を達成する見込がなくなったとき。
- ② 返還方法（1年以内に返還）
 - 一括払い（原則）
- ③ 返還利息 無利子
- ④ 1年以内に返還できなかった場合、延滞金あり



9 奨学金の返還免除

次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部または一部が免除になります。

- ① 全額返還免除

臨床研修を終了した翌日から、奨学金の貸し付けを受けた期間に3年を加えた期間において、尾道市の公立病院に勤務したとき。

〔例 貸付期間8年+3年=11年⇒尾道市の公立病院で11年間勤務→全額免除〕

※ただし、臨床研修を尾道市の公立病院で受けると返還免除の期間に含めることができます。
- ② 一部返還免除
 - ア. 尾道市の公立病院に勤務した期間に応じて、返還の一部を免除します。
 - 〔例〕 貸付期間6年 尾道市の公立病院勤務期間4年
 - 4年間（尾道市の公立病院勤務期間）／9年間（貸付期間+3年）＝約44％を一部返還免除
 - イ. 死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなったときなどは、返還の一部を免除します。

10 奨学金の返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行うことで、その期間中は返還が猶予されます。

- ① 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。

※臨床研修を尾道市の公立病院で受けると返還免除の期間に含めることができます。
- ② 専門医を取得しようとする期間（原則3年間）。

※勤務義務期間内でも、専門医を取得しようとする期間（3年間）を設定することもできます。
- ③ 大学を卒業して、1年を限度として免許を取得しようとするとき。
- ④ 臨床研修を終了した日の翌日から、奨学金の貸付相当期間に3年を加えた期間、尾道市の公立病院に勤務しているとき。
- ⑤ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

ただし1年を限度とする。

尾道市医師確保奨学金募集要項

11 連帯保証人

申請には2名の連帯保証人が必要です。
連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とします。



12 応募方法

応募に必要な書類を下記へ郵送または直接窓口へ提出してください。

【医学生】

- ① 尾道市医師確保奨学金貸付申請書（様式第1号）
- ② 大学の在学証明書
- ③ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第2号）
- ④ 在学する大学の学業成績表（新入生は除く）
- ⑤ 応募理由書（別記様式）

【研修医】

- ① 尾道市医師確保奨学金貸付申請書（様式第1号）
- ② 在職証明書
- ③ 研修実施計画書（様式第3号）
- ④ 臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書（様式第4号）
- ⑤ 応募理由書（別記様式）
- ⑥ 医師免許証写し

※様式第1号から第4号及び別記様式は、尾道市のホームページからダウンロードできます。

13 応募期間

毎年4月（5月上旬、面接予定）

詳細は、決定次第、尾道市のホームページに掲載します。

14 その他

貸付を受けている学生は、尾道市及び尾道市の公立病院が主催する医療セミナーに参加していただきます。



広島県 尾道市役所福祉保健部健康推進課医療政策係

〒722-0017 広島県尾道市門田町 22 番5号 TEL0848-24-1961

OEメール kenko@city.onomichi.hiroshima.jp

Oホームページ <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>